

公共工事を受注される建設者のみなさまへ ～工事施工にあたっての留意事項～

令和7年7月2日
神栖市契約検査課

公共工事の施工にあたっては、建設業法をはじめとする関係諸法令により遵守すべき事項が定められており、下記項目等に違反した場合、建設業法による行政処分や指名停止処分、又は指導等を受けることとなりますので、市発注工事の受注・施工に際しての適正な施工体制の維持、品質確保の観点からも、以下の点に留意してください。

1 入札契約適正化法の遵守

公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）」により次の事項が義務付けられていますので、工事施工にあたって遵守してください。

- (1) 一括下請の全面禁止
- (2) 施工体制台帳の提出
- (3) 施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること

2 元請と下請との関係の適正化

市発注工事における適正な元請下請関係を確保するため、工事現場における元請下請関係の適正化や関係法令の遵守による適正な労働条件の確保等に十分留意して工事施工にあたってください。

特に留意すべき事項

(1) 市発注工事にかかる暴力団関係業者の排除等

元請業者及び全ての下請業者に対して、暴力団等から不当要求があった場合の警察署への通報と発注者等への報告をしてください。

(2) 下請体系の把握と下請選定の留意

建設業の無許可業者と下請契約を締結する場合、無許可業者の施工は軽微な工事のみとなります。

3 適切な現場代理人と技術者の配置

(1) 現場代理人の配置

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取り締まり、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として、工事現場に置かれる請負者の代理人です。

公共工事では、契約約款によって、原則、工事現場への常駐が義務付けられています。

(2) 主任技術者又は監理技術者の配置

主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）は、一定の資格要件等が必要です。

なお、技術者等の途中交代については、原則として、技術者等の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合等以外には認められません。

【工事現場への専任配置】 公共工事または公共性のある工事では、元請・下請に関わらず、請負金額が 4,500万円（建築一式工事の場合は 9,000万円）以上となる場合、技術者等の専任配置が必要です。

【監理技術者の配置】 元請業者は、下請への請負金額の総額が 5,000万円（建築工事業の場合は 8,000万円）以上となる工事では、主任技術者に代えて監理技術者を配置する必要があります。

※上記金額は建設業法施行令の改正あり（施行日：令和7年2月1日）

※次の国土交通省情報掲載ページをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00267.html

(3) 現場代理人及び技術者等の雇用関係

現場代理人及び技術者等は、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要なものとし、他社在籍出向者や組合構成企業からの配置は認められません。

【元請業者の現場代理人及び技術者等は引き続き3ヶ月以上の雇用関係が必要】

神栖市発注の一般競争入札については競争参加資格申請のあった日、指名競争入札については入札執行日、随意契約については見積書の提出日において、当該建設業者との間に引き続き3ヶ月以上の雇用関係があるものとします。

4 適切な下請契約代金の支払等について

(1) 適正な契約を結びましょう

① 下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、下請業者からの明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議など適正な手順を遵守しましょう。

② 下請代金の見積りに当たっては、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮しましょう。

③ 工事内容、工期又は請負金額を変更する場合は、双方の協議の適正な手順により変更のうえ、変更契約書を取り交わしましょう。

(2) 元請業者は下請業者の指導に努めましょう

- ①元請業者は下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に違反しないよう指導に努めなければなりません。直接の下請業者だけでなく、二次以下の下請業者など工事全体の業者に対して指導に努める責任があります。二次以下の下請契約についても、適正な契約や支払いが行われるよう下請契約の関係者保護に特に配慮してください。
- ②公共工事に係る施工体制台帳については、二次以下の下請契約について請負代金の額を明示した請負契約書の写しを添付し、発注者へ提出してください。

5 熱中症対策の強化について

職場における熱中症対策を強化するため、労働安全衛生規則の一部が改正され、令和7年6月1日から施行されました。

熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないように、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者が講ずべき措置等として、義務付けられました。

※次の厚生労働省情報掲載ページをご参照ください。

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

6 事故発生時の対応について

建設工事において、事故が発生した場合は、迅速かつ適切な対応に努めましょう。

(1) 応急措置

①事故の影響に対する危険回避措置

事故の重大性や緊急性等を勘案し、事故の影響に対する危険回避措置を行ってください。

②死傷事故の場合の措置

警察署や消防署等への通報及び現状保存対策等を実施するとともに、警察署等に協力してください。

(2) 市への報告

①工事施工中に事故が発生した場合は、状況原因を的確に把握し、直ちに監督員及び所管の労働基準監督署、その他関係機関に連絡してください。また、更なる情報収集により報告内容に変更があった場合も同様に報告をお願いいたします。

②事故後の措置及び再発防止策の検討後、速やかに事故報告書を提出してください。

③労働基準監督署より命令・勧告・指導等を受けた場合は、速やかに事業主管課へ報告してください。

事故対応フロー図

